

日本直販ローンカード会員規約〔商品条項〕

第 1 条（カードの取扱い等）

1. 当社は会員にローンカード（以下「カード」といいます。）を発行します。なお、発行されたカードの所有権は、当社に属します。
2. 会員は、善良な管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
3. カードは、会員のみが使用できるものとし、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供することはできません。
4. 会員がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、当社が相当と認めたとき、当社は所定の手続きの上でカードを再発行します。

第 2 条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、会員区分に応じて、次のとおり行われるものとします。

＜A会員＞

- (1)当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとします。なお、利用可能枠は会員の利用状況および信用状態、または法令等の基準により変動するため、会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとします。
- (2)カードを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により、借入れを行うことができます。

＜B会員＞

- (1)当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で、基本契約の成立後に当社からの振込みによる方法（以下「振込融資」といいます。）で行われ、それ以降の融資は行われないものとします。
 - (2)カードを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM から借入れを行うことはできません。
2. A 会員は、当社から振込みにより借入れを行うことができます。ただし、振込融資は、A 会員が予め当社に届け出た会員個人名義の銀行口座に当社名義で振り込む方法で行うものとします。

第 3 条（融資日）

本規約に基づく融資日は、会員区分に応じて次のとおりとします。

＜A会員＞

A会員がカードを使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の銀行口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。

＜B会員＞

B会員個人名義の銀行口座に着金した日とします。

第 4 条（借入利率）

本規約に基づく契約枠（コース）および借入利率は、会員区分に応じて次のとおりとします。

＜A会員＞

(1)契約枠（コース）：本規約〔一般条項〕第 9 条のとおりです。

(2)借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に当社所定の書面で通知するものとします。

＜B会員＞

(1)契約枠（コース）：50 万円以内とします。

(2)借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に当社所定の書面で通知するものとします。

第 5 条（返済方法）

1. 返済方法は、会員区分に応じて次のとおりとします。

＜A会員＞

A会員が次のいずれかから選択し、当社が認めた方法。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、A会員はこれに従うものとします。

(1)A会員の指定する会員個人名義の銀行口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。

(2)当社指定の ATM を利用して返済する方法（以下「ATM 返済」といいます。）。なお、ATM 返済を利用する会員であっても、予め個人名義の銀行口座を当社に届け出るものとします。

＜B会員＞

(1)B会員の指定する会員個人名義の銀行口座から口座振替により返済する自振返済とします。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。

(2)前(1)号にかかわらず、B会員が第 7 条に規定する繰上返済をする場合は、カードを使用して当社指定の ATM から返済することができます。

2. 当社が会員に対して返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続きを行うものとします。

3. 第 1 項で自振返済を選択した会員は、次の各号のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うもの

とします。

- (1)インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が要請した場合は、会員は直ちに再手続きに応じるものとします。
- (2)金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

第 6 条（返済方式と毎月返済額）

返済方式は、会員区分に応じて次のとおりとします。

＜A 会員＞

- (1)返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式とします。
- (2)新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとし、A 会員の希望によりボーナス加算返済（年 2 回同額）を併用することもできます。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	50 万円以内	50 万円超 150 万円以内	150 万円超 200 万円以内
毎月返済額	10,000 円	20,000 円	23,000 円

当月の残高	200 万円超 250 万円以内	250 万円超 300 万円以内	300 万円超 350 万円以内
毎月返済額	25,000 円	30,000 円	35,000 円

当月の残高	350 万円超 400 万円以内	400 万円超 450 万円以内	450 万円超 500 万円以内
毎月返済額	40,000 円	45,000 円	50,000 円

当月の残高	500 万円超 600 万円以内	600 万円超 700 万円以内	700 万円超 800 万円以内
毎月返済額	60,000 円	65,000 円	70,000 円

- (3)元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠（コース）に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとします。ただし、契約枠（コース）が当社の審査等により引き下げられた場合、毎月返済額は当社が下表の範囲内で変更します。

〔元利込定額返済の毎月返済額およびボーナス加算返済額〕

契約枠(コース)	50 万円コース	100 万円コース	150 万円コース	200 万円コース	
毎月返済額	15,000 円以上	25,000 円以上	30,000 円以上	40,000 円以上	30,000 円
ボーナス加算額	任意の額（設定しないこともできます、以下同様）				50,000 円以上

契約枠(コース)	250 万円コース		300 万円コース	
毎月返済額	40,000 円	50,000 円以上	40,000 円	60,000 円以上
ボーナス加算額	60,000 円以上	任意の額	60,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	350 万円コース・400 万円コース		450 万円コース・500 万円コース	
毎月返済額	60,000 円	70,000 円以上	70,000 円	80,000 円以上
ボーナス加算額	70,000 円以上	任意の額	80,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	550 万円コース・600 万円コース		650 万円コース・700 万円コース	
毎月返済額	80,000 円	100,000 円以上	90,000 円	110,000 円以上
ボーナス加算額	90,000 円以上	任意の額	110,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	800 万円コース			
毎月返済額	100,000 円		120,000 円以上	
ボーナス加算額	120,000 円以上		任意の額	

< B 会員 >

返済方式は、元利込定額リボルビング返済方式とします。

毎月返済額は、当社が相当と認める金額以上を支払うものとします。なお、毎月の返済の他に、会員が希望し、当社が相当と認めた範囲内でボーナス加算返済（年 2 回同額）を併用することもできます。

第 7 条（約定返済と繰上返済）

1. 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から会員が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとし、ボーナス加算返済も同様とします。なお、原則として約定返済日は変更できないものとします。
2. 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。
3. 約定返済は、約定返済日の 15 日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。
4. 前項にかかわらず、会員は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができ

ます。ただし、当社指定の ATM を利用して繰上返済する場合、ATM の種類や設置場所または利用日時等によっては千円単位での一部返済となる場合があります。

5. 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は約定返済日の入金があったものとみなします。
6. 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
7. 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

第 8 条（返済金の充当順位）

1. 約定返済金の充当順位は、(1)費用または手数料、(2)未収利息、(3)遅延損害金、(4)経過利息、(5)元金の順とします。
2. 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第 9 条（カードの紛失、盗難等）

1. 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちに当社に電話連絡するとともに、遅滞なく所轄の警察署に届出を行うものとします。
2. 紛失または盗難にあったカードが使用され、会員に損害が発生した場合、当社は紛失・盗難の届出を受け付けた日から 60 日前にさかのぼり、会員の損害を当社所定の方法により補てんします。ただし、それ以前の損害については補てんされず、会員が負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合は会員が一切の責任を負い、当社は会員に対する損害の補てんを行わないものとします。
 - (1)会員の故意または過失により暗証番号が漏洩し、他人にカードを使用された場合。
 - (2)会員の家族、親族、同居人等の会員の関係者によってカードが使用され、もしくは使用されたと明らかに推測される場合。
 - (3)戦争、テロ、事変、地震、津波、噴火等の著しい社会秩序の混乱の際に損害が生じた場合。
 - (4)会員が本規約に違反している状態で損害が生じた場合。
 - (5)当社が提出を依頼した書類等を提出しなかった場合、または当社が行う被害状況等の調査に関する指示に従わないなど、調査への協力を拒んだ場合。